

# 都城市シルバー人材センター

## 会員 互助会会則

### 第1章 総 則

「名称及び事務所」

第1条 この会は、都城市シルバー人材センター会員互助会（以下「会」という。）とい  
い、事務所を公益社団法人都城市シルバー人材センター（以下「センター」という。）  
事務局内に置く。

（目的）

第2条 この会は、共働共助の精神に基づき会員の相互扶助及び福利厚生の上をを図る  
ことを目的とする。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）会員の慶弔見舞金等の給付
- （2）会員の教養向上、健康増進その他会員相互の親睦を図る各種事業
- （3）前条の目的に適合する事業で、センターから委託された事業
- （4）その他、会の目的達成に必要な事業

### 第2章 会 員

この会は、センターに所属する会員及び（以下「会員」という。）をもって構成する。

（資格の取得・喪失）

第5条 前条に規定する者は、センターに加入した日から会員の資格を取得し、退会の  
日の翌日に資格を喪失する。

（会費）

第6条 会員は、第3条に規定する事業の経費に充てるため、会費を納入しなければな  
らない。

- 2 会費の額、納入の方法は別に定める。
- 3 会員が既に納入した会費は返納しない。

### 第3章 役 員

（役員）

第7条 この会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名 （2）副会長 1名 （3）総 務 1名
- （4）会 計 1名 （5）幹 事 8名以内 （6）監 事 2名
- （7）顧 問 若干名

（選任）

第8条 幹事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、総務、会計は、幹事の中から互選する。
- 3 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第9条 会長は、会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 総務は、会長の命を受け、この会の事務を処理する。
- 4 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 5 幹事は、幹事会を構成し、会務を執行する。
- 6 監事は、この会の会計事務を監査する。

(任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合で、止むを得ない事情があるときは役員会において選任し、次期総会の承認を得なければならない。
- 3 補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第4章 会議

(種別)

第11条 会議は、総会及び役員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成し、役員会は会長その他幹事をもって構成する。

(権能)

第12条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
  - (2) 事業報告及び決算の承認
  - (3) その他、会の運営に関する必要な重要な事項
- 2 役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を協議する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
    - (2) 総会に付議すべき事項
    - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第13条 通常総会は、毎年1回5月に開催する。

- 2 通常総会は、前年度事業報告、決算及び当年度に係る事業計画(案)、予算(案)その他必要な事項を審議する。
- 3 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は5分の1以上の会員から開催の請求があったとき開催する。
- 4 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(招集及び議長)

第14条 会議は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第15条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、止むを得ない理由により出席できない会員は、他の会員に委任することができる。

(議決)

第16条 会議は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決する。

## 第5章 会計及び事業年度

(収入)

第17条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会費 (2) 助成金 (3) 寄付金 (4) その他の収入

(事業及び会計年度)

第18条 この会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算処理)

第19条 この会の決算は、会計年度終了後すみやかに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

## 第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第20条 この会の会則は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第21条 この会を解散する場合は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存在する財産の処分は、総会の決議に従い厳正に行うものとする。

(事務処理)

第22条 この会の事務は、会員互助会において行う。

2 センター事務局は、事務処理に関し必要な助言を行うことができる。

## 第7章 雑則

(委任)

第23条 この会の施行に必要な事項は、会長が役員会の承認を得て別に定める。

附則

この会則は、平成16年5月28日から施行する。

附則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成20年5月13日から施行する。

附則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成24年5月29日から施行する。